

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成29年2月6日(月)午後2時30分～午後4時30分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 宮本孝文(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)
裁判官 廣瀬裕亮(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)
裁判官 平野佑子(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)
検察官 葛谷茂(東京地方検察庁立川支部公判担当副部長)
検察官 田村太郎(東京地方検察庁立川支部公判部検事)
弁護士 山口俊樹(第二東京弁護士会所属)
弁護士 緒方瑛(第二東京弁護士会所属)
弁護士 古田理史(東京弁護士会所属)

裁判員経験者5名は、着席順に「1番、2番、3番、5番、6番」とそれぞれ表記した。

4 議事概要

司会者

本日は、裁判員経験者との意見交換会ということで、実際に裁判員裁判を経験された方々にお集まりいただきました。皆さんから御意見をお伺いするのは、私どもにとりまして、また違った視点からの振り返りの機会になろうかと思えます。今後の参考にさせていただきますので、どうか率直な御意見をいただけますようお願いいたします。

それでは、私のほうから御紹介も兼ねまして裁判員経験者の皆さんが御担当になった事件を紹介させていただきます。まず1番の方が担当された事件は、殺人被告事件です。事案は、被告人が、被害者方において、元妻と一緒に暮らしていた同人に対し殺意を持ってその胸腹部等を包丁で突き刺し、被害者を胸腹部等損傷に基づく出血性ショックにより死亡させたというもので

す。自白事件で、争点は量刑、検察官の求刑が懲役15年、弁護人の科刑意見が懲役10年以下で、判決は懲役13年ということになりました。

2番の方が担当された事件は、傷害致死被告事件です。事案は、被告人がバー店内などにおいて、交際していた被害者の浮気を疑って、同女に対し顔面などを複数回殴るなどの暴行を加え、傷害を負わせて死亡させたというものです。この事件も自白事件で争点は量刑ということになります。検察官の求刑は懲役8年、弁護人の科刑意見は執行猶予というものでしたが、判決は懲役6年6月ということになりました。

3番の方が担当された事件は、強制わいせつ致傷被告事件です。事案は、被告人が、路上において、被害者に背部から抱きつき、路上に倒して、その顔面を殴るなどの暴行を加えた上、胸を触るなどのわいせつな行為をし、被害者に傷害を負わせたというものです。争点は量刑で、検察官の求刑は懲役6年、弁護人の科刑意見は懲役3年以下、判決は懲役5年でした。

4番の方は今日は御欠席ということです。

5番の方が担当された事件は、傷害致死被告事件です。事案は、路上において自動車を運転していた被告人が、前方で進路を塞いでいた被害者運転車両に対してクラクションを鳴らしたところ、これに腹を立てた被害者が車から降りて被告人車両の運転席側ドアを左手でつかみ、左手拳を振り上げるなどした。これに対し被告人は、自己及び同乗者の身体を防衛するため、防衛の程度を超えて被告人車両を発進・加速して走行させる暴行を加え、被害者を路上に転倒させてその頭部を轢過し、脳挫傷等の傷害を負わせて死亡させたということで起訴された事件です。争点としては正当防衛の成否ですが、正当防衛の要件の中で防衛行為の相当性が争われました。検察官は過剰防衛であるとした上で、懲役3年を求刑しました。これに対して弁護人は防衛行為は相当であり正当防衛が成立するとして無罪を主張しました。判決は無罪です。防衛行為の相当性を認めたということになります。

6番の方が担当された事件は、殺人未遂被告事件です。事案は、被告人が被告人方において障害を抱える子供である被害者と無理心中しようと考え、同人に対し殺意を持ってその胸部等をペティナイフで複数回突き刺したが、被害者に腹部刺創等の傷害を負わせたにとどまり、死亡させるに至らなかったという事案です。争点は量刑、検察官の求刑は懲役5年、弁護人の科刑意見は執行猶予で、判決は懲役3年、5年間執行猶予、保護観察付きというものでした。

こういった事件を担当されたということですが、裁判員裁判を経験してみたの全般的な感想をお聞かせください。裁判員裁判を経験する前と後の裁判員裁判に対する印象の違いですとか、裁判員裁判を経験したことでその後の生活等に変化があったかどうかなどといったことになります。まず1番の方がいかがでしょうか。

1番

裁判員裁判を経験してということなんですけど、そういうことが経験できるということ自体が貴重な経験なのかなと思ひまして、裁判員裁判をやってみたというところが私自身の思いです。裁判が終わった後ですね、テレビとか新聞とかで裁判員裁判が行われたというような記事を読むと、自分が担当した事件とかそういった経緯ですね、そういったものを思い出すようなことが幾つかあります。全体的に、やってどうだったかというところ、そういった貴重な経験ができたということで、私自身はよかったと思っています。

司会者

2番の方をお願いします。

2番

1番の方とかぶる部分はあるんですが、やはり終わった後で私たちが出した量刑が本当に正しかったのかというところが気になる部分がありまして、新聞、あとはテレビ等の裁判員裁判が気になるようになりました。同じよう

な事案を見て、私たちの出した判決が本当に妥当だったのかなとたまに考えることも実はあったりもします。もう一つは、裁判員裁判を行って、裁判官の方の印象が変わったかなというのが大きくあります。機械的に裁判をどんどん進めていくのかなという印象があったんですが、評議の中でいろいろ話をしていく中で、裁判官の方も随分悩んでいるんだなというのが分かりました。機械的にどんどん判決を出すのではなくて、答えを持っていない中でいろいろ考えながら出していくんだなというのが分かったことが一番大きかったかなというふうに私は感じています。

司会者

3番の方をお願いします。

3番

私はもともと理科系のほうを学んだ者でして、哲学の本というのは一遍も触れたこともありませんし、裁判そのものを傍聴したこともなかったわけです。それで、実際にこういう裁判を経験して、いろいろ自分にはためになったと思います。果たしてお役に立ったかどうかということについては、今考えると非常に疑問に思っております。

司会者

5番の方をお願いします。

5番

私が経験した裁判は、冒頭お話がありましたように、事件ではなくて交通事故だったんですね。しかも結果が無罪判決でしたので、裁判が終わってから、何か人助けをしたような気持ちになりました。ということで、裁判員裁判を経験して非常によかったなという印象を持っています。それと、裁判が始まりまして、頭の中が混乱してですね、どんなふうに判断したらいいんだろうというふうに思っていたときに、裁判官の方から、「あなただったらどうしますか。被害者の立場になって、あるいは、加害者の立場になって、御

自身だったらどうするか考えてみてください。」というアドバイスをいただいてからは非常に頭の中がクリアになりまして、2日目以降は自分の判断に自信を持って評議に参加することができたように思います。非常にいい経験をさせてもらったと思っています。

司会者

6番の方をお願いします。

6番

1年前ですか、裁判員候補者の名簿に載ったというお知らせをいただいてから、新聞をよく注意して見るようになりまして、自分が担当するかもしれない事件はどんなのかなというふうに過ごしてきたわけですけれども、実際、裁判員に選任されて事件の内容を知ったとき、私が担当した事件は家庭内で起きた事件で、加害者も被害者もその家庭内ということで、結構自分の想像していたところと差があってショックを受けて。事件自体も、障害を抱えたお子さんの事件で、結構痛々しい事件であったんですけれども。裁判が終わって帰るときに、多分これは裁判員を経験したからだと思うんですけれども、受ける前だったら町を歩いていて困ってる人がいても自分から声をかけるというのはなかったのですが、たまたま、その裁判員裁判が終わった日の帰りがけに道端で自転車で困っていらっしゃる方がいて、何も考えずにぱっと自分の体が動いて、「大丈夫ですか。」と声をかけたりして、自分でもびっくりしたというのがあります。

司会者

どうもありがとうございます。続いて意見交換に入らせていただきます。まず最初に、法廷における審理についての御意見や御感想をお伺いすることにします。全体的に見て公判審理は分かりやすいものだったかどうかという点です。特に1日目はかなり緊張されていたんじゃないかなと思うんですけれども、次々に進む手続についていけたかといったようなこと、全体的な手

続の流れは理解できたかといったようなこと、こういったことについて御意見、御感想を伺えればと思います。では、また順番に聞いていきましょうか。6番の方からどうぞ。

6番

さっきも申し上げたとおり、自分が思っていた事件と随分違って、家庭内ということがありましたので、ちょっとやっぱり最初は事件そのものに、こういった事件も裁判で扱うんだなというふうなところで、なかなか動揺するところもありまして。あと、私の担当した事件では選任されてから公判まで4日ほどちょっと期間がございまして、その間、選任されたときに起訴状は見させていただけのんですけども、そこには非常に簡潔なことしか書かれてなくて、結構4日間、自分としてはどういう事件かなというふうにいるろ想像してしまっていて考えるところもあって、できたら選任されてから公判が始まるまでというのは、もうちょっと日にちが短くてもいいのかなというふうに思いました。

司会者

5番の方をお願いします。

5番

私の場合はもう定年退職していますので今仕事はないんですけど、これは評議の場でも申し上げたかと思うんですが、ビジネスの場では明瞭簡潔で誰が聞いても分かりやすいというのが基本なんですね。ところが、非常に文章は長いし、しゃべり言葉もテープレコーダーをもう一度しゃべり直してるような感じ、印象を受けましたですね。ですから、最初はとても分かりにくかったです。手元にそのときの資料がありますけれど、ああ、そうそう、こうだった、こうだったと思って、今見させてもらったところですけど。正確を期すために、間違っちゃいけないし正確を期さなきゃいけないしということだと思うんですが、裁判に至るまでものすごい時間がかかってるようで

したし、ああ、時間がかかるんだなと、手間も暇もかかるんだなというふう
に思いました。

司会者

3番の方をお願いします。

3番

私自身はそんなに抵抗はなく進めていただいたと思いますし、いろいろ説明は私なりには理解したつもりです。

司会者

2番の方をお願いします。

2番

私の場合は4日間裁判員として参加したわけですが、1日目に裁判官の方にずっと流れを説明していただきまして、実際の審理の流れが最初の段階で分かったので、比較的簡単に入ることができました。当然最初はかなり緊張はしていたんですが、不思議と落ち着いてですね、最初に裁判官さんのお話を聞いていく中で、こういうふうに進んでいくんだなというのが分かったというのは正直あります。私自身、裁判自体行ったことはなかったんですが、見てみると客観的に見て結構分かりやすい流れでできてるのかなと思ひまして、比較的、特に戸惑いもなく進められたかなと感じています。

司会者

1番の方をお願いします。

1番

全体的に分かりやすいものだったかということについては、本日もそうなんですけど、今日の予定といったものが渡されていて、そこに書いてあるとおりに進んでいったので、特に混乱することもなくて、理解もできました。法廷が閉廷してから評議室に戻って、次はこういうことをやりますよとか、そういったことを裁判長の方が説明してくださったので、全然分からないこ

とだらけで確かに1日目はかなり緊張したんですけど、無事に終えることができました。

司会者

どうもありがとうございます。続いて検察官・弁護人の主張、冒頭陳述ということですが、これが分かりやすかったかどうかということについて、検察官や弁護人がそれぞれどのような主張をしていて、どのような点が争いになってるのか、検察官や弁護人がそれぞれの主張をどのような証拠等によって立証あるいは反証しようとしているのかが分かったかどうかという点、この辺りについて意見を伺いたいと思います。できればランダムにいきたいんですけど、なかなかそうもいきませんか。じゃ、また、今度は1番の方からお願いできますか。

1番

検察官・弁護人の方の冒頭陳述は細かく説明もあったので分かりやすかったです。確かに理解もできたんですけど、何度も何度も同じような話が出てきて、ちょっとそここのところは簡潔にできなかったかなというところはありました。

司会者

2番の方お願いします。

2番

まず、検察官の方のお話ですが、私の場合は比較的スムーズに入ってきて、長かったんですけども、事件の背景が分かるような形でかなり細かい説明がありまして、よく事件の内容が理解できたかなと思って、長さもちょっと長いかなという気持ちはあったんですが、適切かなと思いました。今回の事件につきましては、被告人が罪を認めていることもありまして、どちらかという量刑のほうの判断が一番大きかったんですけど、弁護士の方については、求刑に対してどれだけ量刑を縮めるかという話を中心になるところがあって、

私個人の感情としては、そういった形で弁護するのかなというのが正直あったかなと今ちょっと思っています。ちょっと同調できないという部分があって、立場的に致し方ない部分もあるかとは思いますが、ちょっと若干首をかしげるところもあったかなというのがありました。長さ的にはちょうどいいかなと思ったんですが、心情的にちょっとそういったこともあったかなと感じています。

司会者

2番の方が担当された事件は何か経緯のある事件で、いろいろいきさつがあつてこういうことになってしまった事件というようなことなのかなと思うんですけども。その経緯等に関して検察官・弁護人からそれぞれ冒頭陳述がされて、その経緯等に関する見方の主張がされたかと思うんですけども、そういう主張というものをどういう証拠で証明しようとしているのかといったようなところ、その辺りは理解できましたですかね。

2番

裁判を進めるに当たりまして、裁判官の方から、基本的には裁判の進め方として自分の心情とかを入れずに出てきたものだけで判断してくださいという話が冒頭ありました。私も同調しました。ただ、話を聞いていくと、どうしてもやっぱり罪を犯した方というのは色眼鏡で見えてしまう部分があつて、どうしても被害者のことを考えてしまつて悪いほうに考えてしまう部分が正直ありまして。今回の場合は、被告人が罪を認めていることもあつて、その背景を考えたときに、弁護人の方の仕事は多分、そういった、当然量刑を下げるとか、正しい量刑を出すというのが多分仕事だとは思つてはいるんですが、正直ちょっとこじつけの部分がちょっとあつたかな、本当にその形でいいのかなというのは、最後まで悩んだ部分はあつたんですが、分からなかった部分ではあります。

司会者

ありがとうございます。それでは3番の方いかがでしょうか。

3番

私の担当した事件については、被告人も認めていることだったので、冒頭陳述については、あんまり印象に残っていないというのが実情です。後で話に出るでしょうけれども、実際の量刑をどうするかというところは、私としては気になったところです。

司会者

5番の方をお願いします。

5番

私が経験しました裁判では、弁護側の方も検察側の方も非常にたくさんしゃべらなきゃいけないんだなという印象を受けました。とても早口の方もいらして、手元資料がなければちょっと分からないかなというところもありましたので、また同じ話になりますけど、ビジネスの場では明瞭簡潔であることがベストですので、大変な仕事なんだなというふうに思いました。

司会者

6番の方をお願いします。

6番

検察官の方、弁護人の方がそれぞれの主張がたくさんございまして、それぞれもっともだなというふうに思うところがあったんですけども。全体を通しての印象なんですけれども、検察官の方も弁護人の方もとても声が大きくて、法廷のどこにいても聞こえるような声で、それがとても私には印象がよくて。ちょっとこう言っては悪いんですけども、事件も暗いですし、裁判自体もちょっと小声で行われるのかなと思ったんですけども、予想に反してとても大きな声ではきはきとしゃべられてて、それがとても印象に残っています。

司会者

法曹関係者の皆さん、何か質問等ございますか。

廣瀬裁判官

皆様御意見ありがとうございました。ぜひ参考にさせていただきます。私の質問は、冒頭陳述、何のためにやっているのかというところなんですけれども、恐らくこれから始まる事件のポイント、どこに注目してこの事件のこれからの審理を聞いてくださいということを分かっていたかというところに意味があったのかなと思います。そういった観点からですね、どこに注目して見ていけばいいのかよく分かったか、そうでなかったかというところについての御意見をもしいただければありがたいんですけども。どなたでも結構です。

5 番

冒頭陳述から始まりまして、裁判が頭の中に入ってくるんですけども、裁判官から補足説明を受けたり、もう一度説明のし直しがあったりする中で理解が進んでいったという記憶を持っています。初めて法廷に出てですね、傍聴じゃなくてこちら側ですから、とても緊張してまして、もう真面目な顔して座ってるのが精いっぱいという中でですから、聞こえてはいるんですけど、見てはいるんですけど、なかなか頭にすっと入る状況ではなかったように思います。ですから、そういう意味では、評議室に戻って説明をし直していただいたりする中で理解ができていったなというふうに思います。それと、やっぱり積極的に意見を裁判員の方に言ってもらおうということで、いろんな投げかけの話も、誘導じゃなくてですね、参考例なんかも含めて話をしていただけたので、とても私的には理解が早くできたというふうに思っています。

司会者

ありがとうございます。もう一方ぐらいありませんか。

2 番

どうしても裁判が初めてだということもありまして、裁判の内容というよりも、事件への興味というのがどうしても先に湧いてしまって、話を聞きながら、裁判員として参加はしてるんですが、どういった内容なのかなという興味のほうに最初はどうしても傾聴してる部分があったんです。そういった部分を、また評議室に戻ったときに裁判官の方々が正してくれて、時間はかかってしまったんですが、自分の意識が変わって行って、傍観者から裁判員に意識が変わっていったかなと感じています。

司会者

裁判が始まってからの冒頭陳述その他を含む一連の手続の中で裁判官の説明や意見交換なんかも含めて、だんだん心証が形成されていったといったような話ですかね。

それでは、次の話題に移りたいと思います。検察官・弁護人による立証、これは証拠書類の朗読だとか証人尋問だとか被告人質問だとかあるわけですが、こういったものは分かりやすかったかということですね。時間の関係もあるので、特に被告人質問、証人尋問、あるいは証拠書類の取調べといったような形で分けてはお聞きしませんけれども、そういう証拠調べの分かりやすさについて御感想なりを伺えればと思います。それでは今度は6番の方からお願いします。

6番

被告人質問についてですけれども、今回私の担当した事件の被告人の方は、精神的な障害をお持ちということで、保釈されて、ある程度治療に臨まれて裁判に来られたんですが、問いかけに対してすごい早いテンポでお答えになって、逆に何か怖いぐらいに感じられまして、かといって何も治療をしないで裁判に出てこられると、拘禁反応ですか、何か拘置中にされていたので、多分問いに対しても何も答えられないような状況になったかとも思いますので、その辺、何かちょっとその被告人質問に対する違和感がありまし

た。

司会者

5番の方をお願いします。

5番

私が参加した裁判では、検察側の証人の方も弁護側の証人の方も被告人も非常に冷静にお話しされていたように思います。ですから、お話の内容というか、どういうことを話したいのかなというのはよく理解ができました。

司会者

3番の方をお願いします。

3番

先ほども申しましたように、余り証拠とか何とかが論点にはなりませんので、証人といっても被告人のお母さんが出てきただけで、証拠固めのための証人という方が出てこなかったものですから、余りしゃべることはありません。

司会者

2番の方をお願いします。

2番

立証は特に内容にそごなく入ってきた部分があります。今回、裁判員のほうから質問してもいいですよという機会をいただきまして、私自身、事件の中でどうしても納得いかない部分があったので、被告人に実は質問を2度ほどしています。一応今回は傷害致死事件ということで、お酒を飲んだ上での犯行といったところで被告人が被害者を殺してしまうんですけれども、私自身の分からない部分というのは、お酒に酔ってはいたんですけれども、本当に殺してしまうまで分からなかったのかというのが正直最後まで疑問にありまして聞いてみたんですが、本人はそういうつもりはなかったといったところで、最終的には質問が終わっています。それ以上聞いても多分出てこない

かなと思って、それ以上は聞かなかったことではあるんですが、正直今でもそこは引っかかかっていて、本当にあれが正しい答えだったのかなというのは正直思っています。そこがちょっと心残りというか、それが本当に自分の中で正しかったのかなというのは、ちょっと正直思っています。

司会者

1 番の方をお願いします。

1 番

立証ということなんですけれど、検察の方も弁護の方もパワーポイントで明瞭に淡々と説明されていたかなという印象を受けました。被告人質問、僕も先ほどの2 番の方と同じで何度か質問等をさせていただきました。その中で自分も内容について理解することができたので、そこについては私自身はとても分かりやすかったかなと思っています。

司会者

供述調書といったようなものの朗読、あるいは捜査報告書といったようなものの内容の説明、そういったものが多分あったのかなという気がするんですけども、分かりやすかったですか。

2 番

実際に写真とか図のほうを結構出していただいて、状況とかがよく分かるようになっていて、工夫をしているのかなと正直思いました。実際に本当の裁判でああいうものを使うかどうか私も分からなかったんですが、裁判員向けにもしかしたら作っているのかなというのもありまして、比較的弁護士の方も検察の方もそういったものを意識して裁判員裁判に臨んでるのかなという印象は受けたので、そこはすごくいい印象を受けています。

1 番

先ほども言いましたけれど、パワーポイントで写真とか、事件が起きた場所とか、そういったところを分かりやすく説明されていたので。また、事前

に書類等も見させてもらいましたし、説明も十分あったので、とても分かりやすかったかなと思います。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

6番

検察官の方が、事件が起きた現場を写真で説明してくださったところをちょっと覚えているんですけども、そこで事件現場の写真が何枚か写されていて、その写真の中に矢印がたくさんありまして、口頭で説明されていると結局どこの矢印のことなのかなというのがちょっと分かりにくかったというのはありました。

平野裁判官

私は2番の方と一緒に事件を担当させていただきました。この事件では、事件現場になったビルのバーのオーナーみたいな人の話を、その人は出てこなかったんですけど、被害者と被告人が事件直前にバーに来てて、何かこんなような話をしてて、ちょっとトラブルの前兆みたいなのがありましたみたいなことの調書の朗読があったような記憶が私はあるんですが、それについて印象ですとか、あんまり印象に残ってないですとか、ちょっと聞いただけだったからどうだったとか、いかがでしょうか。

2番

今いろいろ思い出してきました。バーの方の話とか、あと実際に被告人の親御さんのお話もあったと記憶しています。第三者の意見というかお話ということで、興味を持って話を聞いていたんですが、内容自体は分かりやすく、実際に事件の背景が分かるような内容であった部分ではあります。あとは、先ほど言った客観的な考えというところで言うと、どうしても心情的な部分がちょっと入ってくるような内容ではあったので、そこをちょっと自分の中でうまくシャットアウトして考えるのが難しかったかなというのが。今

回は男女のもつれということもありまして、話をいろいろ聞いていって、自分の中でうまく線引きするのが難しかったかなという内容では正直ありましたね。

司会者

何か疑問に思ったことを質問してみたかったなんていう感想はないですか。

2番

そこに関しては質問しちゃいけないのだと思って、逆にそこは聞いておくだけにしていたのが正直なところですよ。そうは言いながらも疑問に思ったところはなくてですね、そうなのかなというふうに淡々と聞いていた部分も正直ございます。

平野裁判官

今の関連で、たしかバーの人は直接来ないで書面だけが出てきて、実際に見ることはできなかったと思うんですけど。そういうときに、もし直接法廷に来ていたら、何か直接質問したりできたかと思うんですけども。振り返ってみて、書面の朗読だけでよかったか、やっぱり実際バーの人にも来てもらって、直接その人がその場で話して、場合によっては質問するとか、そういうほうがよかったかなとか、そういうのを振り返って御感想としていかがでしょうか。

2番

正直、私の意見で言うと、第三者から聞いたほうがよかったかなと思ってるのはあります。というのは、どうしても素人の部分があるので、心情的な部分がどうしても入ってしまって、客観的に見れているかという怖さが自分の中ではありまして、確かに本人の方から話を聞くというのは多分大事なことだとは思いますが、ちょっと怖さがあったですね。本当に、ここに来たときにですね、ちゃんとお話を聞けるかどうかとかというのが、ちょっと変な色眼鏡を付けてしまっている怖さもちょっとあるかなと思っています。

特に今回、第三者であればいいですけど、例えば被害者の家族であるとか、今回たまたま被告人のお母さんがいらっしやったんですけど、例えば殺された方のお子さんとか旦那さんとかが来た場合に、ちゃんと話が聞けて、やっぱりどうしても同情してしまう部分が多分あると思うので、そういった本来入れちゃいけない感情を持ってしまうのはちょっと怖いかなと正直思いました。正直そういう自信がないです。

司会者

貴重な御意見ありがとうございました。ほかはございますか。

廣瀬裁判官

供述調書という観点でいきますと、たしか6番さんの入られた事件でも被害者の供述調書の朗読はされています。それについて何か御感想をいただければと思いますけど。

6番

できれば実際に被害者の方が見たかったというか、話してみたかったかなという思いはありました。

司会者

貴重な御意見をどうもありがとうございました。では、続いて次の話題に移りたいと思います。一番最後に検察官・弁護人の論告・弁論というのがあったと思うんですが、それが分かりやすかったかどうかという点ですね。これもちょっとまとめてやりましょうか。検察官・弁護人は、それぞれの主張がどういった証拠等によって立証あるいは反証されたというふうに言っているのか、そういったことが理解できたかどうか。それからあともう一つは、検察官・弁護人がそれぞれ量刑傾向を踏まえた求刑とか、あるいは科刑意見を述べている例があったかと思うんですけども、こういった量刑傾向を踏まえた求刑なり科刑意見というのが参考になったのかどうか。その辺りの御意見をお聞かせください。では1番の方からお願いします。

1 番

論告・弁論は分かりやすかったかというところなんですけれど、量刑傾向を踏まえた求刑ということで、検察官の方も弁護人の方もそれぞれおっしゃられていたので、そのところは分かりやすかったと思います。私個人もかなりそのところは参考にしたと思っています。

司会者

2 番の方をお願いします。

2 番

私の裁判の場合は、たしか検察官の方の求刑が8年で、弁護人の方からはたしか執行猶予だったと思います。かなり内容に差があって、検察官は8年と言ってるし、弁護人の方は執行猶予と、かなり内容としては全然正反対の内容だったんですけど。あとは、すいません、話が戻ってしまうんですけど、論告と弁論に関しては、内容としては特に分かりづらいところもなく、長さもちょうどいいかなというふうに私は聞いていました。ただ、8年という求刑が出た後、また評議室に戻って話をしたんですが、その際ちょっと私も8年が長いのかどうかも正直分からなかったです。執行猶予というのは、いろいろ話を聞いていたので執行猶予はないのかなと思っていたんですが、実際のいろんな事案を見ながら、大体こんなもんだよという話がいただけだったので、だんだんと自分の中でその8年という長さがだんだん分かってきた部分はあったんですが、正直そこに行くまでは8年という長さというのは私の中では分からなかったところがあったんで、そこがもうちょっと背景として分かるようなことが検察の方からあるといいのかなと。多分難しいと思うんですけど、実際に8年という根拠がもうちょっと分かりやすいようなものであれば。あと、弁護人の方もですね。執行猶予は、だから執行猶予なんだよというのを、自分の中でちゃんと同調できるような内容でいただけると、もうちょっと話に賛同できたかなと正直思ってます。

司会者

2番さんの事件では、特に検察官・弁護人のほうから量刑傾向を踏まえた求刑なり科刑意見というのは出なかったんですかね。

2番

一応そういったお話も検察の方からは出ました。量刑の傾向からして、大体8年ぐらいが妥当ですという話がありました。ただ、弁護人の方からは執行猶予という話があったんですが、冒頭私が申し上げたとおり、執行猶予を出すような背景が私の中で納得できなかつたので、正直ちょっとそっちのほうは論理として薄いかなというふうにちょっと思っていました。

司会者

3番の方お願いします。

3番

私の扱ったものについては、いわゆる強制わいせつなんですが、前科が前に1件あって、その拘置が、早めに釈放されて、その期間にまた次の犯罪を犯しているわけです。それで、弁護人の主張は、いろいろ更生できたことだとか何とか、アルコールを飲まなくするような講習だとか、あるいはわいせつに関する講習などをちゃんと受けてきたと。本人も非常に真摯にそれに対応してるというようなことが弁護人の主張でありました。しかしながら、どこまでそれを信用できるのかと。1回ならともかく2回起こってるわけで、私自身は非常にその弁護人の主張というのを疑問に思ったわけですが。大体、だけどころこういう裁判の場合に、弁護人としてはそういうことをおっしゃるのは、ある意味では当然だろうとは思いますが、一体どういうふうに教えておられるのか、私自身は今から考えても、その辺よく分からないんですけれど。

司会者

5番の方お願いします。

5 番

私の出た裁判でも、検察の方からは懲役3年ということで出てましたけれども、結果的には無罪ということで、お話はとても分かりやすかったのですが、ちょっと自分の中では違うのかなというのがありました。

司会者

6 番の方をお願いします。

6 番

今この量刑傾向を見させてもらっているんですけども、この傾向に従った刑だったのかなというのは思っています。ただ、今回私が担当した事件は、被告人が被害者の親というところがありまして、そこがちょっとこのまま当てはめちゃっていいのかなというところは、子供の視点から見るとちょっとそれが、今、最近、裁判が終わってからなんですけれども、ちょっと気にはなっているところではあります。

司会者

全員が全員、論告弁論で量刑傾向が示されたわけではないと思いますけれども、こういった量刑傾向を示して求刑なり科刑意見なりを述べていただくというのはどうなんでしょうかね。参考になりますでしょうか。それとも何かもっと違う方法があるんじゃないかとか、御意見はございますか。どなたでも結構です。

1 番

ほかの事件の資料とかそういったデータも見せていただけたんですね、私たちの場合は。ほかの事件、こういった事件ではこれぐらいの懲役になりましたよとか、そういった資料はあったんですけど、余り事細かに書いてなかったんですね。何かちょっと足りない部分がかかなりあったりして、何でこの事件の場合はこの懲役何年だったんだろうとか、何でこの事件のときは全然懲役が短かったんだろうとか、そういったところがその資料からはちよっ

と読み取れなかったというところがあつて。じゃあ、今回の僕が担当した事件に対してはどれぐらいが妥当なんだろうというところが、ちょっとその資料等からは見出せなかったかなといったところがありました。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

2番

今回の量刑を決めるに当たりまして、同じように事例をいただいて、大体この刑だったらこれぐらいが、こういう事例がありますよというのをいただいた上でみんなで協議をしています。一般的にこういった場合だったらこの量刑に、それに対してその事件の背景をプラスマイナスしていくんだよというアドバイスをいただいて決めていった部分があるんですが。1番の方と同様、事件の背景が分からないと、その事例の実際の量刑が正しかったのかとか、どんなところでこうなったのかというのが分からない部分があるのと、あと、こういった言い方はちょっと申し訳ないんですが、あんまり事例とはかけ離れたものを出してしまうのは、裁判官としてまずいのかなというのがあるのかなと正直思っていた部分があります。例えば、普通だったら人を1人殺してしまった場合、懲役10年が妥当として、今回の裁判の中で懲役5年とか15年とか、結構実際とは違うようなものを出してしまうのは、弁護士さんとしてもまずいのかなというの、ちょっと何となくそういうのがあるのかなというのを思いまして、実際には、どちらかという我真ん中に寄せるような傾向があるのかなと、ちょっと正直感じた部分があります。

司会者

余り詳しいことを書いていないのは、似たもの探しをしてしまうことになるので、裁判員の皆さんの判断を拘束してしまうことになりかねないということで、余り詳しい事情を書かないんですね。大きく量刑傾向を把握してもらって、その量刑傾向の中でこのぐらいの刑がいいんじゃないかという判

断を裁判員の皆さんにさせていただこうという趣旨であることを御理解いただければと思います。次の話題のほうに移らせていただきます。審理の関係ではこれが最後になりますが、公判審理全体について何か改善すべき点はないかということです。いかがでしょうか。6番の方から。

6番

繰り返しになってしまうんですけども、選任されてから公判最初の初日までの日にちをもうちょっと短くしていただけたらなというふうに思います。

司会者

5番の方お願いします。

5番

1週間かかりましたですよ。ですから交通事故のああいう裁判でも、とても慎重に、証拠と証言を聞く中で慎重に進めていくんだなという印象を受けました。

司会者

3番の方、公判審理全体についての感想ですね。

3番

ちょっとさっき言い忘れたんですけども、被告人質問で被告人が非常に淡々と話しているんですね。本当に自分が悪いと思ってるのかどうか全然理解できなかった。ただ、そんな話を後でしていると、むしろ、そういうことがあるのかどうか、弁護人が聞いてみたりとか、要するに、弁護人のほうももっと、これだけ反省してるんだから泣きながらしゃべれというふうなことを言えば、そういうふうになるかもしれないしという邪推もありましてね。いずれにせよ、被告人がどのぐらいそういうことを、更生、要するに悪いことをしたと思っているかとかというのは、今もって分からないし、実際には今回の刑期が終わった後で、また何か起こったら大変だなということのほうむしろ私自身は大きかったんです。ちょっと前の話をして。改善すべきか

どうかということについては、これはこれ以上やりようがないんだろうなと思いました。

司会者

2番の方をお願いします。

2番

私の場合、審理から結審まで4日間かかりました。私自身会社員なので、当然平日の裁判なので会社を休んで来ています。正直ちょっと大きなトラブルがあって1日駄目かなという日があったんですが、無理やりちょっと仕事の都合をつけて参加したという記憶があります。そういった中、やっぱり私の周りにも結構裁判員をやった人が実はいたんですね。話を聞くと、もう一回やってみたいんだけど、やっぱりなかなか時間をとるのが難しいということみんな言っていて、行きたいけど行けない人、断念した人がいっぱいいると思います。今回は私4日間実は参加をしたんですが、実質たしか3日かな。半日の日がたしか2回あったので実質3日で済んだのかなと思っていますので、いろいろ難しい調整をする部分はあるとは思いますが、スピーディーな、要は時間を拘束しないような裁判員裁判ができると、一般の方がもっと参加しやすくなるのかなと考えています。平日というのはなかなか会社員は長い時間不在にするのが難しいので、多分難しいと思うんですが、土日を使うとかそういうのも考えてみると、裁判員制度がもうちょっとみんながやりやすくなるのかなと正直思っているところがあります。

司会者

1番の方をお願いします。

1番

全体に対して、私の場合は全部で5日間だったんですけど、時間配分等もよかったと思います。私たち一般の人間が参加して、恐らく裁判員裁判が始まってからなのかもしれないんですけど、被告人の方も手錠を外してる

とか、そういったところの配慮もあったのかなど。それが本当かどうかはちょっと分からないんですけど、僕が出たときは被告人の方とかは手錠をしてなかったというのがあって。後で聞いた話なんですけれど、判決のとき補充裁判員の方は一緒のところを立てないんで裏側に入ったときに、被告人が手錠をされてたということを聞いたので、やっぱりそういった配慮は、僕たち一般の人間にはかなり有効なのかなと思いました。先ほど言ったようなパワーポイントの資料なんかも、ちょっとえぐいような写真が出るとかそういったこともなくて、かなりそういったところも配慮されている気がしました。先ほど2番の方が言われたように、僕の場合も5日間仕事を休むということで、やっぱりちょっと職場の周りの方々の協力がないと5日間休むというのはかなりきつところがあるので、やっぱりどこかで1日空けられるとか、2日やったら1日は会社のほうに戻るとかですね、ちょっとそういったこともできればいいのかなというような気はしました。

司会者

ありがとうございます。法曹三者の方から何かございますか。

葛谷検察官

審理の全体ということでちょっとお聞きできればと思っているんですが、検察官の立場からしますと、最初に冒頭陳述というものをやりまして、事件の全体像をお示しして、それを踏まえていろんな立証をする、証人尋問ですか書証の朗読をして、最後、検察官の意見として論告というのが出て、最後の求刑というところに結実していくという形になるんですけども。皆さんのほうで審理をお聞きになって、例えば検察官の冒頭陳述、先ほど長いとか細かいとかいう話もあったかと思います。簡潔明瞭がいいというお話があったと思いますが、審理を振り返ってみて、ここはあんまり要らなかったんじゃないかなとか、あるいはこの部分はもうちょっと手厚くやってもよかつたんじゃないかなとか、そういうふうに思える点があれば、お聞かせいただ

けるととても参考になると思うのですが、いかがでしょうか。

司会者

どうぞお願いします。どなたからでも結構です。

5 番

私が経験した裁判では、一般の方、素人の方が集まりますんで、判断材料も経験値もない中でスタートしますんでね。長い、細かい、簡潔明瞭でないというような話を私もしましたけれども、先ほど申しましたような方もいる中で、裁判官の方3名と評議も進めていくわけですから、やっぱり懇切丁寧な説明というのが必要なんだなというふうには思いました。私的には適切なアドバイスをいただいて、ああ、こういうふう考えたらいんだなというふうに思ったんで、割と評議も迷わずにできましたですけども、やっぱり難しいことなんだなというふうには思いました。

6 番

私としては改善点はないと思います。先ほども申しましたけど、とても大きな声ではきはきと説明してくださって、とても何かその伝えようという気持ち伝わってきましたので、こういったものを継続していただければいいのかなというふうに思っています。

司会者

いかがでしょうか。最後に心強い御意見をいただいてありがたいと思います。それでは、ここでちょっと休憩をとりたいと思います。

(休憩)

司会者

それでは、時間になりましたので再開をさせていただきたいと思います。続いての話題事項ですが、評議についてです。評議の雰囲気、言いたいことが言えたかなどはどうか、議論が充実していたかどうか、それから評議時間は適当か、改善すべき点はないか、こういったことについて御意見を伺えれ

ばと思います。では6番の方からお願いします。

6番

評議の雰囲気についてなんですけれども、皆さん裁判員の人も言いたいことは言えたかと思えますし、裁判官の方もいろんな雑談も交えてお話もしてくださっていました。議論が充実していたかということなんですけれども、いろいろ意見に対しては反対意見とかも出てきていましたので、その点も充実していたのかなと思っています。評議時間についても、全部で5日間あったので十分な時間がとれていたのかなと思っています。

司会者

5番の方お願いします。

5番

評議室に戻っての評議なんですけれども、裁判官の方からいろんな参考事例やらアドバイスやら説明を受ける中で評議できましたので、皆さん積極的に自分の思う意見を言う中で評議が進んだなというふうに思っています。

司会者

3番の方お願いします。

3番

評議については、最終的には裁判長がうまくまとめていただいて、スムーズに進んだんじゃないかと思っております。

司会者

2番の方お願いします。

2番

私のときは全員がちゃんと意見を持っていて、評議に全員参加をしてきちんと意見を言えた中で、いろんな、今回は先ほど言ったとおり量刑のほうが論点になってたわけなんですけれども、最終的にはまとまってはきたんですけど、自由な意見が言えたかなと思っています。裁判官の方は当然ずっといて、い

ろんな話をしていたんですが、特に否定的な意見を出すわけではなく、うまく皆さんの意見をまとめたりとか、アドバイスをいただいたかなと思っています。ただ、1点ちょっと気になった点、私の勘違いかもしれないんですが、冒頭にですね、今回は被告人が認めていますので、この裁判は大体懲役何年が妥当だということを裁判官からおっしゃったことが実はちょっと気になっていて、そこがちょっともしかしたら誘導しているのかなとちょっと勘違いした部分があったので、それがいいのかどうか私にはちょっと分からないんですけど、若干気になってはいます。

司会者

1番の方お願いします。

1番

僕たちがやった裁判も雰囲気はよかったと思います。裁判長と右左陪席の方、女性の方2人裁判官いらっしゃって、裁判員に女性の方もいらっしゃったんで、結構ざっくばらんに話せたかなと思います。裁判長もお昼休みとかに一緒にお弁当を食べたりとかして、そういったところでも、裁判の話はしないんですけど、ふだんの話をしたりとかそういったところでコミュニケーションとかもとれましたので、実際に評議とかそういったときにも、意外に意見は言えたかなと思っています。ただ、やっぱりそういう場なので、なかなか実際の法廷の中では質問がしにくいとかそういったところもあったんですけど、評議室の中で事前に、こういう質問してみたいんだけどとかそういったことが相談できたりもしたので、意外にそういったところで配慮されていて、よかったと思います。

司会者

参加者の皆さん、何か質問しておきたいこととかございませんか。

葛谷検察官

評議の中で一番参照するというか、話すときに参考にしたものというのは

いろいろ幅広いと思うんですけど、どういったものを一番参照して参考にしながら話を進めたでしょうか。

司会者

いかがでしょうか。どなたか。

2番

やはり過去の事例ですね。それがまず基準になってきたので、そこからまず話が始まったと記憶をしています。大体これくらいの犯罪だとこんなもんだよというところから始まって、それ以降は今回の事件の背景の中のプラスマイナスじゃないんですけれど、こういった事情があったんでというところで、各個人がどういった量刑を出すかというところでずっと議論していたと記憶しています。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

1番

資料等を渡されていたんで、その資料もありましたし、あとは実際に裁判のときに自分でとったメモとかですね。やっぱりそれぞれの方、それぞれメモしていたので、その自分がとったメモに対して、参加した裁判員の方と意見を取り交わすといったことが多々あったかと記憶しています。

2番

先ほど過去の事例を参考にしたという話をしたんですが、そもそも裁判員制度自体が、過去の事例にとらわれないで量刑を一般の裁判員の考えで決めていきたいと思いますというのが趣旨なのかなと正直思っている部分があって、最初に事例を出して量刑を決めていくということ自体は本当にいいのかなと正直思うものが若干あります。ただ、そうは言ってもどうやって決めるべきか私は分からないんですが、そういったことをまず過去の事例を本当は度外視して、まずはその量刑をみんなで裁判員で決めていくという進め方があって

もいいのかかと正直思いました。

司会者

まあ、バランスですかね。皆さんの量刑感覚をストレートに出していただくことも大事ですし。ただ、余りやり過ぎてしまうと、同じような事件を起こした被告人間で不公平が生じてしまうので、その辺のバランスをどう図っていかうかということかなという感じがしますけれども、ほかの皆さんはいかがでしょう。

5 番

法廷で提示された証拠品の中で、写真ですとかいろんなものが出たんですけども、目撃者の方が描いた、何というんでしょう、交差点の地図に車がこう並んでました、こういうふうになりました、こう入っていきましてというような目撃者の方が作られた図があるんですけど、それを見ることによって、ああ、なるほど、こういうことが起きたんだなというイメージが湧きましたですね。ですから、初動捜査というか、目撃者の方の正しい証言というか、そういう話をきちっと集めておくというのがとても大切なんだなというふうに思いましたですね。

司会者

ほかの皆さんはいかがでしょう。

6 番

私は1番の方がおっしゃったようにメモですね。いろんな話を聞くので、やっぱりメモをとってまして、その中で自分の中で何かちょっと気になったところは丸で囲んでおくというのか、ちょっと強調しておいてメモをとっておいりましたんで、そこをやっぱり、心に残ったところをもとにメモをもとにして話をしていたというところがあります。

司会者

ほかにございませんか。先ほど資料という話も出たんですけども、その資

料というのは何ですかね。

1 番

供述調書とかそういった資料を印刷されたものですね。それを渡されていたりとかですね。あとは裁判長が持っている資料を、裁判長から聞いたりとかですね。自分たちがとったメモに対して、あのときはどういったことなんだろうかみたいな話をすると、裁判長が持っているほうの資料から、こういうことを言ってたんじゃないですかねみたいな、そういった説明とかがあったということです。

司会者

論告のメモだとか、弁論のメモだとかもお手元にあったんじゃないかと思うんですけども、役に立ちましたか。

6 番

私はやっぱり資料を見ながら聞いて、さらにそこに書き込んでいたもので、その資料があったというのはとても助かりました。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

5 番

証拠品と同じように、今お話がありましたようなものは非常に重要だと思います。現場のイメージを理解するのに、どういうことが起こったのか理解する上では必要なものだと思います。

司会者

最後のほうに近づいてきたんですが、終わりにということで、法曹三者、裁判官・検察官・弁護士に望むこと、あるいはこれから裁判員になられる方々へのメッセージといったようなものがありましたらお願いしたいと思います。

1 番

裁判官に望むことというか、僕たちがやった裁判は、先ほど言いましたように裁判官も結構ざつくばらんに話していただいたんで、それほど緊張はしなかったということがあります。1日目かなり緊張していて、法廷に入ってからがちがちになっていて、閉廷してから戻ってきて、どうでしたかみたいな、そういう意見交換する場とかも後からとってもらえたので、そういったところで大分和んだかなというような感じがありました。なので、ちょっとざつくばらんにいろいろ話しかけていただけると助かるかなというところがあります。あと、これから裁判員になられる方へのメッセージなんですけれど、やっぱり貴重な経験だし、やりたいと思ってできるものでもないんで、やっぱりそこは自ら参加してみるというのがよいかなと思います。特に知識がなくてもできると思いますので、そこは参加してみて、その場だけ集中して審議することにはなるんで、ふだんと全然違うことをやるんで疲れるということもあるんですけれど、いい経験になるとと思いますので、やってみたほうがいいのかと思います。

司会者

ありがとうございます。2番の方お願いします。

2番

今回の裁判員をやって、やっぱり自分が裁判員をやった裁判が気になって、実際にインターネットとかで実は調べました。終わった後とかですね。やはり事実と違うことがいっぱい出ていて、当然、法を犯した方というのはどうしてもたたかれるのはしょうがないかなとは思いますが、余りにも事実と違うことが出ている状態でした。私が担当した事件は、そんな大きな事件ではなかったので、そんな大きくは出ていなかったと思うんですが、事件によってはかなりいろんな情報が飛び交うのかな、と思っています。その役目というのは多分違うと思うんですが、検察官の方、弁護人の方、裁判官の方がちゃんと、難しいと思うんですけれど、被告人の方も人権はあると思います

ので、そういったことを守るということも含めて、正しい情報をなるべく発信できるようなことが何かできないのかなと正直思いました。難しいかもしれませんが、今後やっていただければなと思ってます。あと、逆に質問なんですけれど、検察官の方とか弁護人の方、裁判員裁判のときは、その資料とかというのは、もしかしたら裁判員向けにちょっと変えてるのかなというふうに見受けられた部分があったんですが、意識的に何か分かりやすい資料にしてるとか、何かしてるのかなというちょっと印象を受けたんですね。当然、裁判員の方はいろんなレベルの方がいらっしゃると思うので、分かりやすい、要はすぐに、時間が短いのもありますので、短期間の中でちゃんと背景とかが分かるような資料とかを作っていただけると、もちろんパワーポイントを作るとかでも全然いいと思うんですが、審理が快適に気持ちよく進んだりとか、本当に正しい方向に進むのかなというふうに感じています。あと、実際に裁判員になる方へですが、私の周りでもやはり時間が長いこともあって、行ってみたいんだけど行けないという方や、行かないとか辞退する方もたくさんいらっしゃいます。やったことがある人は、もう一回やってみたいんだけど、やっぱり時間を考えるとできないという方がいらっしゃいます。今、会社の中のルールも結構変わってきていて、うちの会社もそうなんですけれども、裁判員をやる場合はちゃんと休暇をもらえるというふうになって、社会的にも随分認知されてきたと思っています。会社のほうに理解は必要だとは思いますが、まずは参加してみるというのが大事かなと思いますので、棄権せずにぜひとも参加していただきたいと考えています。

司会者

質問はおいといていいですかね。お答えいただくと多分時間がなくなってしまいかと思うので。

2番

はい。

司会者

3 番の方どうぞ。

3 番

今のこの法曹三者というのに入らないんだと思うんですが、この裁判員裁判の裁判員を選ぶ場面でしたかね。そのときに事務方から来た文書の中に、正当な理由なく出頭しない場合は、裁判員法何条何項により過料を科すというようなことが書いてあるんです。ところで、まず私、過料という言葉ですが、過料の「過」という字が過ぎるといいう字で、私が覚えていたのは、のぎへの「科」料ですね。それは辞書なんかも調べると違うんですね、この二つが、同じ発音でありながら。そういうのをですね、黙って何条何項によりなんていうんじゃないくて、もっと優しく。正当な理由というのは何なのかといたら、本来ならば私は、そんなときに、我々の素人から言えば罰金ですよ。罰金を取られるということは愉快じゃありませんね。非常に不愉快に思います。なぜこういうことをしなきゃいけないのか。ほかの法律でそういうことをうたってるものがあるのかないのかという気持ちになってきます。いずれにせよ、いわゆるお役所的というか、法律用語の難しさを直に出してくるということは、何とか避けていただきたいと思います。

司会者

5 番の方お願いします。

5 番

裁判員制度が始まって何年かたっているということなんですけれど、試行錯誤する中で評議室での評議の進め方が練られてきてるんだなという印象を持ちました。役割分担されて、非常にうまい具合に適切なタイミングでアドバイスが出たりする中で評議ができたなという印象を持っています。法廷での検察側の方、弁護側の方のやり取りというのは、やっぱりちょっと長いなというか、同じことの繰り返しが随分出るんだなという印象を持っています。

あと、裁判員の方については、今幾つかお話もありましたけど、受けて出てきたからには、賛成・反対じゃなくて有罪・無罪ですから、責任を持って取り組んでもらいたいなという印象を持ちましたですね。

司会者

6番の方をお願いします。

6番

検察官、弁護士の方ですけれども、やっぱり裁判員に対して伝えようという気持ちがひしひしと伝わってきまして、それにうまく応えることができたのかなというふうに思うところもあります。あと、裁判官なんですけれども、最後の判決文を読んでも、やっぱり今でも評議したことが思い出されるような内容で、とてもよかったなと思います。これから裁判員になられる方へのメッセージなんですけども、裁判長もおっしゃっていたんですけれども、健全な肉体には健全な精神が宿るというのをおっしゃってまして、まず体調管理ですね。そういったものに気をつけていただいて臨んでいただければと考えています。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、報道機関の方からの質問をお受けします。

甲社A記者

先ほど6番の方が裁判員に選任されてから新聞を注意してよく見るようになったというふうにおっしゃっていたと思うんですけれども、それと関連するんですが、裁判員に選任されて、自分の担当する裁判が決まった後に逮捕・起訴等の事件報道を公判前に見聞きされたのか、あと公判中は初公判、論告等の報道を見聞きされたのか、あるいは、あえてそういう報道は見聞きしないようにされたのか、教えていただけますでしょうか。そして、見聞きされた場合には、どのような印象を持たれたのかを教えていただけたらと思い

ます。

6 番

私が今回担当した事件についてでしょうか。

甲社 A 記者

はい。

6 番

私が担当した事件は報道されていませんでしたので。

甲社 A 記者

補足しますと、選任されてからいろいろ注意して読むようになったとおっしゃってたんですけれども、実際、自分自身の事件が決まったときに、検索されたりとか調べようというふうなことはあったのでしょうか。それとも、あえてそういうことはしなかったのか。ほかの方にも質問なんですけれども、あえて見聞きしないようにされた方がいらっしゃれば。

6 番

選任されたから後で新聞を特にその後注意して見るようになったということはありません。なぜならそれは法廷に立てばそういったことがよく分かりますので、あえて法廷で見聞きしたこと以外にインターネットとかで検索するとか、そういったことは私の場合はしませんでした。

5 番

私は翌日に新聞報道が出ましたので、新聞を 3 紙買って記事を比較しております。

司会者

それは判決が出た後ですかね。

5 番

はい。無罪判決ということで記事になったんだと思うんですけれど。やっぱりちょっとずつ違うんだなという印象を受けました。それと、被告人は無

罪になったんですけれども，1人の方が亡くなっていて，無罪にはなったけれども，人生半ばで非常に悲惨な，仕事も辞めて，復帰できるということでしたけれども，裁判が始まるまで6か月間だったかな，勾留されていて，お二人とも随分悲惨な状況だなという印象を持ちました。それ以後テレビを見てても，毎日いろんなニュースをやってますけれど，これもああいうことなのかなというように思うようになりました。

司会者

2番の方をお願いします。

2番

私の場合は，公判中は特に新聞等は意識して見ていなかったんですが，やはり公判が終わった後で，まず自分が担当した裁判が出ているかなと思って新聞を見ました。そこは載ってはいなかったんですが，インターネット等に出てるのを確認をしております。その後なんですけど，やはり裁判員制度に興味が出てきたので，今までは見過ごしていた部分もあったんですが，必ず毎日のように裁判員裁判で懲役何年と出てくるのが多いので，そこを注意して結構見るようになっていきます。逆に言うと，裁判員をやらなかった方というのはそういうところには意識をしないので，単純にこの事件は何年何か月とかというのしか見ないのかなというふうに自分では思っていますので，そこはちょっと一般の方とは見方が違うのかな，裁判員裁判という言葉が載ってはいるんですけど，一般の方は単純にこの事件に対して懲役何年という見方しかしないのかなという印象を持っています。

司会者

1番の方をお願いします。

1番

私のときは，裁判員に選ばれたとき，まだ裁判やる前ですね。そのときに大体こういった事件ですというような事件の説明がありました。帰ってから

やっぱりインターネット等でその事件とかちょっと調べたりはしました。あんまり調べないほうがいいですよみたいなことも言われていたんですけど、どんな事件だったのかな程度でちょっと調べてみてはいました。実際に公判中のときは、やっぱり家に帰って、次の日ですかね、新聞に多少小さい欄ですけれど一応載っていたので、それぞれちょっと新聞の切り抜きとかを後でもらったりとかもしました。結構、新聞というのは、今までちょっと気づかなかったんですけど、本当に短い文章でうまく伝えるなというような、そのとき本当に感じました。

甲社 A 記者

今の質問にちょっと関連してなんですけれども、5番の方が判決の後3紙比較されたということだったんですけれども、逮捕・起訴時の記事は見られたことはありますでしょうか。

5 番

いいえ、ありません。

甲社 A 記者

と言いますのも、5番の方の事件の場合は、逮捕のときは殺人未遂で、起訴のときは傷害致死で、かなり大きく報道されていたんですけれども。次の質問に関連すると思うんですけれども、裁判員を経験されて、事件報道に望むこと、あるいは、こういうことに注意してほしいということがあればお聞かせください。

5 番

今のお答えになってるかどうかですけど、私の場合、先ほども申しましたように、判断材料も何もなし、経験もなしということで裁判員を受けて務めましたので、余り予備知識を入れて出てはまずいのかなというふうに思いまして、送られてきた心得みたいな資料を読むだけで、私の場合は交通事故ですけど、何も調べずに臨みました。ですから、法廷で冒頭陳述から始ま

って、初めて事故の内容を理解しながら評議に参加した形ですね。判決が出た後は、報道関係の方が来ているということも聞いていましたので、どんなふうに報道されるのかな、されないのかなということで、先ほど言いましたように3紙買ってきて記事も読んでいます。それぐらいですね。

司会者

ほかの皆さんはいかがでしょう。事件・裁判報道に望みたいことというお話ですけれども、いかがでしょう。

2番

私の場合、男女のもつれという事件の背景もあって、新聞の役目ではないと思うんですけれど、どうしてもインターネットとかでたたかれやすい内容なのかなと思っています。そういったものを新聞が抑止するというのは多分難しいと思うんですけれど、単純に新聞の役目である正しい情報を正しく伝えるということが守られていれば、少しはそういったことも抑止できるのかもしれないかなと思いましたので、そういったところに努めていただければいいかなと思っています。

司会者

ほかの方はいかがですか。裁判員裁判が始まる前に新聞報道を見てしまっていたようなことは、今回の皆さんはなかったんですかね。

1番

僕の場合は、裁判員に選ばれてから見たという程度ですね。インターネットで調べられるというのがあったので、どういった事件だったのかなというのをちょっと調べた程度です。

司会者

特に判断に影響はしてませんよね。

1番

そうですね。

司会者

そろそろ時間なのですが、先ほど裁判員裁判ということで検察官・弁護人は意識して立証活動なり訴訟活動してるのかという話がありましたけれど、簡単に検察官・弁護士お答えいただけますか。

葛谷検察官

検察官のほうでは、先ほどもお話が出ましたけど、裁判員の皆さんに分かりやすく迅速で的確な立証ができるように、その他の裁判員裁判以外の事件よりも力を入れてやっておるところでございます。

山口弁護士

弁護士の場合にはそれぞれの弁護士によるというのが大前提なんですけれど、ただ、今の主流というか多いところと言うと、パワーポイントを使ってやってる弁護士が増えているんじゃないかというふうには思っています。

司会者

貴重な意見を伺えたかなと思います。本日の御意見を生かして、これからも裁判員裁判を充実したものにしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

以 上